

**令和 6 年度 高度 I T エンジニア確保支援補助金活用促進実施業務
提案説明書（募集要領）**

1 本説明書について

札幌市が実施する「令和 6 年度 高度 I T エンジニア確保支援補助金活用促進実施業務」の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定める。

2 担当部署

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階南側

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課 三幣(ミサ)

電話：011-211-2379 FAX：011-218-5130

E メール：it.contents@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和 6 年度 高度 I T エンジニア確保支援補助金活用促進実施業務

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和 7 年 3 月 14 日（金）まで

(4) 事業規模

2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画提案に係るスケジュール

公募開始	令和 6 年 5 月 13 日（月）
質問票の受付期限	令和 6 年 5 月 20 日（月）
参加意向書の提出期限	令和 6 年 5 月 22 日（水）
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 5 月 28 日（火）
プレゼンテーション審査の実施	令和 6 年 6 月 4 日（火）
審査結果の通知	令和 6 年 6 月中旬
契約締結	令和 6 年 6 月下旬

5 参加資格要件

応募者は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第 9 条第 1 項に規定する札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、次の条件をす

べて満たすものとする。

- (1) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
- (5) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

6 参加手続きに関する事項

- (1) 企画競争に関する質問の受付

ア 提出期限

令和 6 年 5 月 20 日（月）17 時 15 分必着

イ 提出方法

質問書（様式 1）により、電子メールで「2 担当部署」へ提出すること。件名は「令和 6 年度 高度 IT エンジニア確保支援補助金活用促進実施業務 質問書」とすること。

ウ 回答方法

質問を受理した日から 2 日（土日・祝日を除く。）以内に札幌市経済観光局ホームページ上で回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては質問者のみに対し回答する場合がある。

- (2) 参加意向書の提出

ア 提出期限

令和 6 年 5 月 22 日（水）17 時 15 分必着

イ 提出方法

参加意向書（様式 2）を電子メールで「2 担当部署」へ提出すること。

ウ 参加資格の審査

提出を受けた内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を電子メール、口頭等にて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記(ア)～(ウ)の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、または契約候補者としての選定を取り消すものと

する。

(ア) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

(イ) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(ウ) 不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和6年5月28日（火）17時15分必着

イ 提出方法

下記様式について、電子データ（正本・副本）を電子メールで「2 担当部署」へ提出すること。正本は下記(ア)～(エ)、副本は(イ)～(エ)の構成とする。また、正本にのみ、提案事業所の名称、事業所の所在地、代表者の記名、押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号を記載し、**副本には、提案事業者を特定可能な記載は行わないこと。**

(ア) 企画提案書提出書（様式3）

(イ) 企画提案者概要（様式4）

(ウ) 企画提案書

自由様式、表紙及び目次を除きページの通し番号を付すること。

(エ) 見積書

自由様式、経費の内訳を記載、消費税等相当額も明示すること。

(4) 参加辞退

参加意向書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7 企画提案を求める事項

企画提案書は、別紙仕様書に基づき、以下(1)～(5)の内容について作成すること。当該業務の実施に当たり、仕様書記載の業務以外で目的の達成に効果的と考える業務がある場合は、加えて(6)の内容を作成すること。提案は予算の範囲内で全て実施できるものとし、選択式の提案もしくは予算を超えたオプション提案などによる提案は行わないこと。

(1) 説明会の企画・運営

実施体制、業務スケジュール、業務フロー、企画内容の詳細、広報手法等

(2) 事業告知用Webページ作成と参加企業の取りまとめ

実施手法、参加者目標等

(3) チラシデータの作成と広報活動

チラシのイメージ案、広報手法等

(4) アンケート実施、集計

アンケートの内容案等

(5) 見積書

(6) 追加業務

追加業務の具体的な内容、実施頻度、追加業務が本業務に与える影響等

8 審査

企画提案は、本市が設置する「高度ITエンジニア確保支援補助金活用促進実施業務企画競争実施委員会」において審査する。

(1) 審査基準

審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。また、提案者が1者であっても、最低基準以上の場合は、契約候補者として選定する。

審査項目と配点	審査の視点
1 業務執行全般【25点】	
ア 業務執行体制	・業務を実施するに当たり、業務責任者が適切な経歴を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な体制であるか ・委託業務の実行力を示す類似の実績があるか ・予算の配分が適当であるか、また KPI に資するような予算の配分となっているか
イ スケジュール	・業務を実施するにあたり、全体のスケジュール設定が妥当であるか
2 企画提案内容【75点】	
ア 説明会の企画・運営	・市内企業に対して高度ITエンジニア確保支援補助金の活用促進に繋がるような効果的な企画となっているか
イ 事業告知用Webページ作成と参加企業の取りまとめ ウ チラシデータの作成と広報活動 エ アンケート実施、集計	・広報やアンケートについて、アの業務への集客や今後の事業展開に繋がる効果的な提案となっているか
オ 追加業務	・当事業の目的達成に資する具体的かつ効果的な提案となっているか

(2) プレゼンテーション審査

本市の指定する日時に、プレゼンテーション審査を実施する。

ア 日時(予定)

令和6年6月4日(火) ※時間は別途連絡する。

イ 実施場所

オンライン開催とする。 ※使用ツールなどは別途連絡する。

ウ 実施方法

(ア) 持ち時間は25分間(提案説明15分間、質疑10分間)程度とし、本市の指定した時刻から順次行う。なお、提案者総数により質疑応答の時間は短縮する可能性がある。

(イ) プレゼンテーションに出席しない提案者の提案は無効とする。

(ウ) 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。追加資料の配布は認めない。

(エ) プレゼンテーションにおいて、事業者名を述べることは認めないものとする。

(3) 選考結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。結果に対する質問は「2 担当部署」宛に電子メール又は電話にて行うこと。

9 個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出

上記審査によって選定された者は、契約締結の前に、個人情報取扱安全管理基準適合申出書(様式5)を必要書類添付のうえ、電子メールにより提出すること。

ア 提出先

「2 担当部署」と同じ。

10 その他の留意事項

(1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。

(4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例(平成11年12月14日条例第41号)の規定により、公開する場合がある。

(6) 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に札幌市との交渉を通じて決定する。

【問い合わせ先】

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階南側

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課 三幣(ミサ)

電話：011-211-2379 FAX：011-218-5130

E メール：it.contents@city.sapporo.jp